

雇用関係助成金申請にあたってのご注意 ②

【社会保険労務士または代理人の方へ】

- 支給のための審査に必要な事項の確認（※）に協力すること
※ 事務所等への立ち入りを含みます。
- 不正受給に関与していた場合は、
 - ①申請事業主が負担すべき一切の債務について、申請事業主と連帯し、請求があった場合、直ちに請求金を弁済すべき義務を負うこと
 - ②氏名や事務所（または法人）名等が公表されること
 - ③不支給決定日または支給決定取消日から5年間（5年経過した場合であっても、請求金が全額納付されていない場合は、納付日まで）は、全ての雇用関係助成金について、社会保険労務士が行う提出代行、事務代理に基づく申請または代理人が行う申請は受理されないこと
- 事業主は提出書類等の原本または写しを5年間保存しなければなりません。
このため、事業主に代わって支給申請等の手続きを行った場合は、事業主に提出書類の原本または写しを提供してください。

【訓練実施者の方へ】 ※訓練の実施を要件としている助成金に限ります。

訓練実施者とは、雇用関係助成金の支給対象となる訓練（職業訓練、教育訓練など訓練名称の如何を問わず、広く研修等をみます。）を実施する者です。雇用関係助成金の支給対象となる訓練を実施する場合、以下の事項に同意していただくことが必要です。

- 支給のための審査に必要な事項の確認（※）に協力すること
※ 訓練実施機関への立ち入りを含みます。
- 不正受給に関与していた場合は、
 - ①申請事業主が負担すべき一切の債務について、申請事業主と連帯し、請求があった場合、直ちに請求金を弁済すべき義務を負うこと
 - ②訓練実施者（または法人）名等が公表されること
 - ③不支給決定日または支給決定取消日から5年間（5年経過した場合であっても、請求金が全額納付されていない場合は、納付日まで）は、実施した訓練については、全ての雇用関係助成金の支給対象とならないこと